

# 令和7年度県立総合運動公園補助競技場トラック改修工事 特記仕様書

## 第1章 総 則

第1条 本特記仕様書は、令和7年度県立総合運動公園補助競技場トラック改修工事に適用する。

第2条 本工事は、設計図書及び本特記仕様書によるほか、各項によるものとする。

1. 長崎県建設工事共通仕様書 長崎県土木部 (令和7年4月)
2. 長崎県建設工事施工管理基準 長崎県土木部 (令和7年4月)
3. 土木設計(測量、調査)業務等共通仕様書 長崎県土木部 (令和7年4月)
4. 陸上競技ルールブック (公財)日本陸上競技連盟
5. 陸上競技場公認に関する細則 (公財)日本陸上競技連盟
6. 屋外体育施設の建設指針 (公財)日本体育施設協会
7. その他関連図書

第3条 前払いの取扱い

受注者は、工事の始期以降でなければ前払金を請求できない。

第4条 本工事は、特定工事の受注実績評価の対象工事ではない。

第5条 現場代理人及び技術者の兼務について

本工事に配置する現場代理人又は技術者が、他現場若しくは営業所技術者等を兼務する場合は、下記に示す関連通知等及び公告等により兼務の要件を確認した上で、発注者へ届け出ること。

なお、要件に適合せず、事後において配置できないこととなった場合の責は受注者にあることを了知すること。

〈関連する通知等〉

- ・ 6建企第268号「現場代理人の取扱いについて」
- ・ 6建企第267号「工場製作を含む工事における専任の取り扱いについて」
- ・ 6建企第269号「主任技術者を兼務する現場代理人の取扱いについて」
- ・ 6建企第265号「建設工事の専任の主任技術者の取扱いについて」
- ・ 6建企第339号「建設業法第26条第3項第1号及び第2号の規定の適用を受ける技術者配置の特例(専任特例)の取扱いについて」

※ただし、本工事において建設業法第26条第3項第1号の規定による兼任(専任特例1号)は適用できない。

- ・ 6建企第341号「営業所技術者又は経營業務の管理責任者が現場技術者を兼務する場合の取扱いについて」

※ただし、本工事において建設業法26条の5の規定による兼務は適用できない。

この他、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合について、全体の工事を同一の監理技術者等が管理することが合理的と考える場合の取扱いについては、国の監理技術者制度運用マニュアル三(2)④に準じるものとする。

## 第2章 施工条件明示

### 第6条 余裕期間 任意着手方式

1. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（任意着手方式）であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、「余裕期間制度を活用した工事試行要領」に定める「工期通知書（様式-1）」により、工事の始期を通知すること。（余裕期間：契約締結日から工事の始期の前日）
2. 余裕期間内に施工体制等（配置予定技術者の配置など）の確保が図られ、工事着手可能となった場合に限り、受注者は、実工期の開始日までの間に「余裕期間制度を活用した工事試行要領」に定める「工期変更申請書（様式-2）」による協議をもって、工事の始期を変更できる。  
なお、工事の終期についても、工事の始期を前倒しする日数分を前倒しするものとし、実工期の日数は変更できない。
3. 週休2日モデル工事に限り、受注者が「必要工期」を算出し実工期が不足する場合は、施工計画書の提出前までに発注者と協議し、工期の変更を行なうことが出来る。
4. 余裕期間内は、現場代理人、主任技術者または監理技術者を配置することを要しない。
5. 余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間中に増加する経費は受注者の負担とする。
6. 余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。

実工期：工事の始期から60日間

（余裕期間は最大60日間とし、契約締結日から最大60日後の翌日を工事着手期限とする）

7. 契約締結後において、前2、3のように実工期の変更の必要が生じた場合は、受注者は、発注者との協議の上、工期に係る契約を変更しなければならない。
8. 工事実績情報サービス（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、実工期（余裕期間を含めない）をもって登録するものとする。

### 第7条 本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、受注者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。 なお、明示した施工条件に重大な変更が生じた場合は、協議の上で契約変更の対象とする。

1. 工程関係
  - ・ 部分的な工期の設定はない。
  - ・ 工事を施工しない日・時間帯について、特段の定めはない。
  - ・ 工期は令和8年3月31日まで設定しているが、令和8年3月に予定している（財）日本陸上協議連盟が行う第3種陸上競技場公認検定前までに施工を完了すること。検定日が決定した場合は、ただちに通知することとする。なお、工事着手時期は令和7年11月上旬となる見込みである。

## 2. 用地関係

- ・ 工事区域の用地について特に制約等はない。
- ・ 受注者が施工上必要とする用地以外の借地は予定していない。

## 3. 工事支障物件関係

受注者は、工事支障物件関係の施工条件明示内容にかかわらず、工事着手前に電力、通信、ガス、水道設備等の埋設物、及び架空線等上空施設の有無について、各施設管理者（道路管理者等含む）に確認するものとする。地下埋設物等の調査は、別添「地下埋設物件の事故防止に関する特記仕様書」、架空線等上空施設の調査は、別添「架空線等上空施設への接触・切断事故防止に関する特記仕様書」による。また、工事施工箇所地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告し、その対応について協議するものとする。

受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占有者全体の現地確認を求めるなど、管理者を明確にするものとする。

## 4. 公害関係

- ・ 工事に伴う公害防止対策（騒音・振動・粉塵・水質汚濁等）について、特段の考慮はしていない。
- ・ 事業損失に係わる事前調査等の実施は予定していない。

## 5. 安全対策関係

- ・ 交通安全対策について、特段の考慮はしていないが、施工箇所が公園内であることから、利用者の安全確保に十分留意すること。  
また、トラック内を施工する際は、競技場利用は原則禁止にするものとし、施工着手前に安全対策等について、施設を管理している長崎県緑地協会と十分に協議を行い、対策を講じること。
- ・ 安全対策としての施工方法等の制約はない。
- ・ 工事区域は、機雷・爆弾等の危険区域ではない。

## 6. 資機材等の搬入関係

- ・ 資機材等の搬入経路や搬入時間帯等については、長崎県緑地協会と調整の上、行うこと。

## 7. 仮設備関係

- ・ 仮設備に関して特段の指定事項はない。

## 8. 現場環境改善関係

- ・ 本工事は現場環境改善費を計上しており、施工に際し受注者は、下表の内容のうち原則として「計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）」ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を実施するものとする。ただし、地域の状況・工事内容により実施費目数及び実施内容数を変更する場合は、監督職員と協議するものとする。  
なお、受注者は現場環境改善の具体的な実施内容、実施期間について、工事着手前に監督職員へ提出するものとする。また、工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。

| 計上費目              | 実施する内容（土木工事諸経费率計上分）                                                                                                                                       |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現場環境改善<br>（仮設備関係） | ①用水・電力等の供給設備、②緑化・花壇、③ライトアップ施設、<br>④見学路及び椅子の設置、⑤昇降施設の充実、⑥環境負荷の低減                                                                                           |
| 現場環境改善<br>（営繕関係）  | ①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）、<br>②労働宿舍の快適化、③デザインボックス（交通誘導警備員待機室）、<br>④現場休憩所の快適化、⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等                                                             |
| 現場環境改善<br>（安全関係）  | ①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）、<br>②盗難防止対策（警報機等）                                                                                                           |
| 地域連携              | ①完成予想図、②工法説明図、③工事工程表、<br>④デザイン工事看板（各工事PR看板含む）、<br>⑤見学会等の開催（イベント等の実施含む）、<br>⑥見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営、<br>⑦パンフレット・工法説明ビデオ、<br>⑧地域対策費（地域行事等の経費を含む）、⑨社会貢献 |

## 9. 残土・産業廃棄物関係

- ・ 搬入や搬出等については下記のとおりとする。

### （１）建設発生土の利用（搬入）

本工事において、現場外からの搬入は想定していない。

### （２）建設発生土の搬出（処分場へ搬出の場合）

本工事により発生する建設発生土（残土）の搬出は、「公表用積算基準（長崎県土木部）」の残土処分受入業者一覧表に掲載されている以下の処分場へ搬出するものとする。ただし、受注者の自己都合により搬出先を変更する場合は事前に監督職員の承諾を得るものとする。変更する搬出先も「公表用積算基準（長崎県土木部）」の残土処分受入業者一覧表に掲載されている処分場とし、費用の変更は行わないものとする。

なお、発注者は「公表用積算基準（長崎県土木部）」の残土処分受入業者一覧表に掲載の受入処分地で最も安価（積算時の処分費と運搬費の総価）となる処分場を想定しているが、当該残土処分地の受入が不可能な場合または受注者が残土処分受入業者一覧表より選定した処分場が発注者が想定している処分場より安価となる場合は、協議の上、契約変更の対象とする。

### （３）コンクリート塊・アスファルト塊の処理

本工事により発生するコンクリート塊やアスファルト塊は、「公表用積算基準（長崎県土木部）」の再資源化処理施設一覧に掲載の処理地から選定するものとし、事前に監督職員の承諾を得て搬出するものとする。

なお、発注者は「公表用積算基準（長崎県土木部）」の再資源化処理施設一覧に掲載の処理地で最も安価（積算時の処分費と運搬費の総価）となる再資源化処理施設を想定しているが、当該再資源化処理施設の受入が不可能な場合または受注者が再資源化処理施設一覧より選定した処分場が発注者が想定した処理施設より安価となる場合は、協議の上、契約変更の対象とする。

なお、受注者は、搬出した数量を証明できる資料を監督職員へ提出するものとし、設計数量については協議の上で設計変更の対象とする。

(5) 舗装切断時の排水等

- ・ 受注者は、舗装切断時に発生する排水については、水質汚濁の防止を図る観点から、その排水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として処理しなければならない。ただし、現場条件等により、これにより難しい場合は、産業廃棄物担当部局と協議のうえ適正に処理しなければならない。
- ・ 受注者は、当該排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確かめるとともに、整備、保管し、監督職員から請求があった場合はこれを提示しなければならない。なお、受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- ・ 当該排水の処理に関し、排水量に変更が生じた場合、排水量等に関する資料を受注者が作成し監督職員と協議を行うことにより、契約変更の対象とすることができる。
- ・ 受注者は、舗装切断時に排水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合は、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵は、舗装切断時の排水と同様、適正に処理しなければならない。
- ・ 受注者は、舗装切断時に発生する排水の処理にあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項」の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けた処理施設から選定し、適正に処理すること。  
発注者は、その処理費用の計上にあたっては長崎県、長崎市、佐世保市の各自治体で作成している「産業廃棄物処理業者名簿」に掲載されている処理施設の中から処分費と運搬費の総価が最も安価となる処理施設を想定している。  
なお、発注者が想定した処理施設の受入が不可能な場合または受注者が選定した処理施設が発注者が想定した処理施設より安価となる場合は、協議の上、契約変更の対象とすることができる。
- ・ 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供することが必要である。

10. その他

- ・ 現場発生品の発生及びその再使用は想定していないが、再使用可能な製品があれば、監督職員と協議し、指示を仰ぐものとする。

### 第3章 そ の 他

#### 第8条 現場環境改善（快適トイレの試行設置）

##### 1. 内容

受注者は、施工現場付近に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用できる項目であり、必須ではない。

##### 【快適トイレに求める標準仕様】

- （１） 洋式便器
- （２） 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３） 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）  
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること）
- （４） 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）  
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- （５） 照明設備（電源がなくても良いもの）
- （６） 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上）

##### 【快適トイレとして活用するために備える付属品】

- （７） 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８） 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- （９） サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
- （１０） 鏡と手洗い器
- （１１） 便座除菌シート等の衛生用品

##### 【推奨する仕様、付属品】

- （１２） 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）
- （１３） 擬音装置（機能を含む）
- （１４） 着替え台（フィッティングボード等）
- （１５） 臭気対策機能の多重化
- （１６） 窓など室内温度の調整が可能な設備
- （１７） 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）

##### 2. 設置に要する費用

設置に要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、快適トイレの設置にあたっては、上記 1 の内容を満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議の上、規格・基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議の上、従来品相当額を差し引いた後、上限51,000 円/基・月を設計変更の対象とする。（「快適トイレとして活用するために備える付属品」の費用は、現場環境改善費（率）に含む。）

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

### 3. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

なお、「標準仕様」及び「快適トイレとして活用するために備える付属品」の一部の手配が出来ない場合においては、リース会社2社以上からの手配できない旨の証明書を添付し監督職員と協議を行い、仕様の一部を満たすトイレについても導入を可能とする。

#### 第9条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第26条及び長崎県建設工事共通仕様書共通編1-1-18から1-1-20に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「設計変更ガイドライン 令和2年6月」（長崎県土木部）及び「工事一時中止に係るガイドライン 令和3年10月」（長崎県土木部）によることとする。

#### 第10条 重点的な監督業務

本工事は、重点的な監督業務の実施を予定していない。

#### 第11条 三者会議

本工事では、『工事実施段階における「三者会議」の実施要領〔長崎県〕』に基づいた三者会議の実施を予定していないが、三者会議の実施が必要と判断する受注者は、発注者と協議するものとする。

#### 第12条 1日未満で完了する作業の積算

1. 「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。
2. 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
3. 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
4. 受注者は、協議に当って、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
5. 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

### 第13条 熱中症対策に資する現場管理費の補正について

1. 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事であり、熱中症対策に資する現場管理費補正を希望する場合は、受注者は施工計画書に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。
2. 計測方法は、施工現場から最寄りの気象庁が公表している観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。  
ただし、これにより難しい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温測定方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いるものとし、計測に要する費用は受注者の負担とする。
3. 真夏日率の算定式における工期は、工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
4. 施工計画書に基づき提出された計測結果をもとに対象期間内の真夏日率に補正係数を乗じて熱中症補正值を算出し、現場管理費率に加算するものとする。  
なお、真夏日とは日最高気温が30度以上の日をいい、WBGTを用いる場合は、WBGTが25度以上となる日を真夏日と見なす。  
真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期  
熱中症補正值（%）= 真夏日率 × 補正係数※ （※補正係数1.2）  
現場管理費  
＝対象純工事費 × ((現場管理費率 × 施工地域を考慮した補正係数) + 熱中症補正值)  
ただし、「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。

## 第4章 共通事項

### 第14条

#### 1. 工事概要

本補助競技場は、(公財)日本陸上競技連盟から第3種公認を受けた競技場であり、本工事は補助競技場における機能性及び品質を復旧するものである。

#### 2. 施工計画

(1) 着工に先立ち工程表及び施工計画書を作成し、監督員の承認を受けるものとする。

(2) 工程表には、各種工事相互の関連、諸材料の入荷時期、材料の数量を記入する。

(3) 施工計画書には、仮設計画・工事用機械器具・設備・材料置場・運搬道路等についての計画並びに配置を明記するものとする。

#### 3. 事前調査

請負者は、事前に設計図書に基づき、現地調査・測量を実施し、調査成果を提出し監督員の指示を受けること。

#### 4. 材料の管理

(1) 工事に使用する各材料は、工程表に従い、工事の進捗に支障ないよう余裕をもって手配をする。現場に搬入された材料は、随時監督員が点検できるよう保管しておく。不合格と決めた搬入材は直ちに場外へ搬出し、速やかに代品を納入し、工事の進捗に支障のないようにする。

(2) 検査、試験に合格した搬入材であっても、使用時に監督員が不良品と認めるものは、使用してはならない。なお、必要と認められる資材については、材質証明及びサンプルを提出し、監督員の承認を受けること。

#### 5. 後片付け

工事完了時には、仮設物を速やかに取払い、後片付け及び清掃をする。

特に期限の定められたものについては期限内に処理するものとする。

#### 6. 竣工図書

工事竣工後、監督員の指示に従って竣工図並びに、必要図書を作成し監督員の指示する部数並びに原図を提出する。竣工写真も同様とする。

#### 7. 工程の管理

工事着手前及び工事期間中毎月日を定めて、工事範囲全体を見渡せる写真を添えて、工事状況を監督員に報告する。

万一事故が発生した場合、請負者は責任をもって処理するものとする。

#### 8. 請負者における配置技術者

主任技術者または監理技術者は、建設業法第26条に定める者とし、施工技術、品質管理に万全を期すこと。

## 9. 公認検定

- (1) 本工事は、(公財) 日本陸上競技連盟の定めるところによる 3 種公認の検定基準に合格すること。
- (2) 第3種公認陸上競技場認定申請は県が行うため、検定の為の諸手続と検定費用(公認料含む)については本工事に含まないが、請負者は、検定のための諸手続に係る県が求める書類について作成すること。また、その他についても申請者に協力することとする。
- (3) 請負者は、(公財) 日本陸上競技連盟の検定に立ち合い、本工事の施工箇所の測定結果が公認基準を満足しない場合は請負者の責任において手直し・修復を行うこと。

## 10. 官公庁その他への手続き

本工事に必要な官公庁その他への手続きは遅滞なく行う。

## 11. その他

本工事の施工は高い施工精度及び専門的な知識・技術が要求されるため、過去 10 年以内に(公財)日本陸上競技連盟の公認検定基準 第1～3種公認競技場以上のトラックにおいて、1 工事当り 2,000 m<sup>2</sup>以上のオーバーレイを含む全天候型ウレタン舗装(ローラーエンボス仕上げ)の施工実績を有する日本運動施設建設業協会加盟業者又は、(公財)日本スポーツ施設協会加盟業者の施工とすること。

## 第 15 条 材料の品質

### 1. 全天候舗装工

- (1) 使用する全天候ウレタン舗装材は、ワールドアスレティックス(国際陸上連盟)認証舗装材とし、認証舗装構造を維持するために既存と同一材料である三井化学(株)社製の「トップエース CL」(フルウレタン 13.00mmにて WA 認証合格品)と同等品以上とする。
- (2) 表面のエンボス仕上げは現状と同一のローラーエンボス仕上げとする。

ウレタン性能規格表

| 項 目  | 標 準 値                        | 試 験 法                   |
|------|------------------------------|-------------------------|
| 硬さ   | 20℃ 40～75<br>70℃ 20℃時の-10%以内 | JIS K-6253<br>デュロメーター A |
| 引張強さ | 2.0 MPa 以上                   | JIS K-6251              |
| 伸び   | 400%以上                       | JIS K-6251              |
| 引裂強さ | 12N/mm 以上                    | JIS K-6252-1            |
| 耐摩耗性 | 600mg 以下                     |                         |

|      |                                     |                                                        |
|------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------|
|      |                                     | JIS K-7204 テーパー摩耗試験<br>CS-17、9.8N、1,000回               |
| 屋外暴露 | ひびわれ、チョーキング、<br>退色などの劣化を生じない<br>こと。 | 1年間以上屋外南面に暴露<br>または過去に施工された競<br>技場やコートなどの劣化状<br>況判断による |
| 促進暴露 |                                     | JIS A1415 WS-A 型ウェザーメーター<br>1,000時間                    |

※参照：令和5年改正版 屋外体育施設の建設指針

- (3) 全天候ウレタン舗装の物性については、上表「ウレタン性能規格表」の基準をすべて満足するもので、予め公的試験機関または、メーカーによるウレタン舗装材の物性値、耐候性試験結果を提出し、監督職員の承認を得るものとする。
  - (4) 使用する主なポリウレタン材は、ホルムアルデヒド「F ☆☆☆☆」の自主規制申請登録品とする。
  - (5) 使用する主なポリウレタン材は、VOC 自主規制申請登録品とする。
  - (6) トップコートは耐久性と耐候性の強化とし、アクリルウレタン系トップコート塗料を均一に塗布して仕上げる。
  - (7) ウレタン材初期物性に関して、1回／施工日、もしくは1回／1,000m<sup>2</sup>の頻度で、シート抜取りによりサンプリングを行う。品質検査については、供試体をメーカー試験室による試験を受け、結果を監督員に提出するものとする。
  - (8) 全天候ウレタン舗装の施工は、5℃以下では行ってはならない。また、降雨が予想される場合も同様とし、降雨後の施工は、水分チェックを行い、安全を確認してからとする。
2. レーンライン・マーキング工
- レーンラインはホワイトウレタンにて埋め込みラインとし、その他レーンライン・マーキング塗料は、アクリル系ウレタン樹脂系塗料を使用すること。
3. 競技施設工
- (1) 競技施設においては、本工事で使用する商品はJAAF（日本陸上連盟）の検定品を使用し、竣工後にある公認検定に合格するものとする。
  - (2) 現場に搬入された材料は、監督員が常時検査及び確認できるように管理保管すること。
  - (3) 材料検査の結果、不合格及び不良品と判定された材料については、ただちに返品し工事の工程に支障をきたさないように代替え品を納品すること。

## 第5章 施工内容

### 第16条 施工内容

#### 1. 全天候舗装工

##### (1) グラウンド・コート用舗装工

###### ア. 全天候ウレタン切削オーバーレイ工

切削オーバーレイ工は既設ウレタン舗装表面を、排ガス第二次基準対策型切削機械にて所定厚（2mm）切削する。

イ. 切削後清掃を行い、既設ポリウレタン層のフクレ・剥離その他劣化等の損傷を点検し、損傷のある場合は監督員と協議の上対応する。

ウ. ポリウレタンの混合及び流し込みは自動式機械又は手作業にて行う。

エ. 2 液常温硬化型ポリウレタンを混合し、均一且つ平坦に敷き均し上塗層を構築する。

オ. エンボス層の施工前に、ウレタン舗装材の硬化後、最低一回水張り試験を行い、不陸がある場合は修正する。

カ. エンボス層は 2 液常温硬化型ポリウレタンをローラーによりエンボス形状に仕上げる。

キ. ウレタン舗装材の硬化後、ゲージ等により厚さの検査を行う。

ク. ウレタン舗装材の施工は、5℃以下では行ってはならない。

また、降雨が予想される場合も同様とし、降雨後の施工は、水分チェックを行い、安全を確認してからとする。

##### (2) 砲丸落下域整備工

ア. 既設緑色スクリーニングス舗装表面にある異物及びライン等を適切に除去する。

イ. 緑色スクリーニングス材を適切量補充し、均等に敷き均す。

ウ. トラクターにて攪拌し、転圧を行う。

#### 2. レーンライン・マーキング工

設計図書並びに「全天候舗装用レーンマーキング色分け標準表」（全天候舗装公認陸上競技場の細則）に基づき施工すること。

#### 3. 競技施設工

##### (1) 標識タイル設置工

標識タイルは、設計図書の配置図にそって十分に注意して設置すること。

また、施設の破損・欠落等があった場合は直ちに発注者と協議を行う事とする。

## (2) 内圈縁石塗装工

- ア. 既設内圈縁石を注意して撤去を行い、アンカーボルト等の不備を確認する。
- イ. 近隣塗装工場にクレーン付トラックにて搬出する。
- ウ. 塗装工場にてケレン・下地処理・中塗・上塗・フッ素樹脂塗装を行うこと。
- エ. 近隣塗装工場よりクレーン付トラックにて搬入する。
- オ. 搬入した内圈縁石を適切な個所に調整を行いながら設置すること。

## (3) 砲丸落下域ライン工

設計図書に基づき十分に注意して施工すること。

# 第6章 施工管理

## 第17条 品質管理、出来形管理

### 1. 施工管理

品質及び出来形を管理するにあたり、搬入・貯蔵など各段階において材料の均一化をはかるとともに、作業手順の標準化に努め、品質管理及び出来形管理のための十分な体制を作ること。

品質及び出来形管理試験の測定は、予め監督員に報告し協議すること。

出来形管理については基準高さ、幅、厚さ、平坦性について行う。

- (1) 全天候ウレタン舗装の管理基準は、厚みは個々の測定値で-0.15cm 以内とし、頻度は1,000m<sup>2</sup>/箇所とする。
- (2) 監督員と協議の上ポイントを設定し、施工後の表層厚をダイヤルゲージで測定する。
- (3) ウレタン舗装の厚さ測定はダイヤルゲージ等により行い、厚さは表面仕上げの谷と山との中間までとする。

※参照：(一財) 日本運動施設建設業協会発行のグラウンド・コート舗装施工指針

# 第7章 保証

## 第18条 跡請保証

### 1. 跡請保証

請負契約書中の請負者の瑕疵担保期間は、工事完了後引渡しの日から起算するものとし、特に指定のないものについては、契約書に掲げる期間とするが全天候ウレタン舗装については、下記の通りとする。

- (1) 材質及び施工技術の不備に起因する亀裂・剥離・ふくれ・不陸について――5年  
(但し、既存部分の沈下・隆起等、起因が予測されるものはこの限りではなく、別途監督員と協議の上決定する)
- (2) 仕上げの摩耗について(競技運営上支障があると判断されるまで) -----3年

(但し、使用頻度の激しい部分の摩耗についてはこの限りではない。

別途監督員と協議の上決定する。)

(3) 競技施設のレーンライン・マーキング -----2 年

(競技運営上支障があると判断されるまで)

(但し、使用頻度の激しい部分の摩耗についてはこの限りではない。

別途監督員と協議の上決定する。)